

稲庭頭首工取水規程

平成29年2月17日制定

（主 旨）

第1条 この規程（以下、「本規程」という。）は、稲庭頭首工の水利使用規則（平成27年8月24日付け国東整水第101号）（以下「水利使用規則」という。）第10条第1項の規定に基づき、取水等の基準について必要な事項を定めるものとする。

（取水施設の管理者）

第2条 取水施設の管理者は、稲川土地改良区理事長とする。

2 取水施設の管理者は、河川関係法令、稲庭頭首工水利使用規則、同管理規程及び本規程を遵守し、取水施設を管理するとともに、適正な水利使用を行うものとする。

（取水口等の位置）

第3条 取水口及び注水口の位置は、次のとおりとする。

取水口

本取水口兼注水用取水口

稲庭頭首工 秋田県湯沢市稲庭町中川原128番3地先（皆瀬川右岸）

本取水口

七右エ門堰 秋田県湯沢市駒形町字三又南3番2地先（駒形黒沢川右岸）

注水口

七右エ門堰 秋田県湯沢市駒形町字八面松館150番4地先（駒形黒沢川左岸）

（取水施設等の諸元）

第4条 頭首工の諸元、その他管理上参考となるべき事項は次のとおりとする。

・頭首工

イ. 可動部

①土砂吐ゲート（天端標高） E L 151.840m

ロ. 固定部

①堤高（天端標高） E L 151.840m、堰高2.6m

②堤長 L=131.430m

ハ. 舟筏路 N=4門

ニ. 魚道

①形式・寸法 階段式全面越流型 幅2.95m、プール長2.50m

②延長 L=48.3m、勾配 I=1/14.5（落差0.20m）

ホ. ゲートの規模

①土砂吐ゲート（幅3.000m×高さ1.350m×4門）

②取水ゲート（幅2.320m×高さ1.000m×2門）

ヘ. ゲート開閉の速さ

①土砂吐ゲート 0.30m/min

②取水ゲート 0.30m/min

・七右エ門堰

イ. 注水口 BF1000、コンパクトゲート 幅1000mm×高さ700mm

ロ. 取水口 BOX.C 800型、コンパクトゲート 幅930mm×高さ900mm

第6編 業務（稲庭頭首工取水規程）

- ・集水面積 232km²
- ・計画高水流量・水位 1,200m³/s（標高 153.790m）
- ・計画取水量・水位 2.654m³/s（標高 151.710m）

（最大取水量）

第5条 最大取水量は、表-1に示すとおりとする。

表-1

区分		期間		年間総取水量 (千m ³ /s)		
		5月10日から 5月20日まで (m ³ /s)	5月21日から 8月31日まで (m ³ /s)		9月1日から 翌年5月9日まで (m ³ /s)	
本取水口 兼 注水用 取水口	稲庭頭首工	2.657	2.575	1.273	47,630	
	内 訳	本取水用	2.446	2.371	1.234	45,210
		注水用	0.211	0.204	0.039	2,420
本取水口	七右エ門堰	0.211	0.204	0.039	2,420	

（取水の条件）

第6条 取水は、水利使用に係る権原の発生前にその権原が生じた他の水利使用及び漁業に支障を生じないようにしなければならない。

2. 七右エ門堰からの取水は、稲庭頭首工からの注水量の範囲内において、気象・水象及びかんがい等の状況を勘案して、受益地に必要な水量を取水するものとする。

（水位の算定方法）

第7条 稲庭頭首工地点の河川の水位（以下、「頭首工の水位」という。）は、取水水門柱に設置された水位計の水位から算定するものとする。

（取水位）

第8条 稲庭頭首工からの取水は、河川の水位が標高 151.710m以上 152.310m以下のときにおいて行うものとする。豪雨等により河川の水位が標高 152.310mを超えることが予想される場合は取水ゲートを閉扉するものとする。

- 2 管理者は、前項に規定する水位を遵守して、かんがい用水の取水を行い、かつ、河川の流量を恒常的に維持させるよう努めなければならない。

（取水量及び注水量の測定方法）

第9条 管理者は、水利使用規則第9条の規定に基づき取水口及び注水口ごとの毎日の取水量及び注水量を測定しなければならない。（取水しない日を除く。）

- 2 稲庭頭首工取水口の取水量の測定方法は、取水口下流に設置された自記水位計（別添平面図参照）の読みを基に別図第1のHQ曲線から算定するものとする。
- 3 七右エ門堰注水口の注水量の測定方法は、用水路に取り付けられた水位計（別添平面図参照）の水位を基に別図第2のHQ曲線から算定するものとする。
- 4 七右エ門堰の取水量の測定方法は、用水路に取り付けられた水位計（自記式記録計）（別添平面図参照）の水位を基に別図第3のHQ曲線から算定するものとする。
- 5 管理者は、各取水口からの取水及び注水（設備の点検のためにするものを除く）を開始しようとするときは、あらかじめ、取水量及び注水量の測定の精度が適正であることの資料を

作成のうえ、当該資料を河川管理者に提出して確認を受けなければならない。

- 6 管理者は、水路の経年変化、改築等により第5項記載の資料の精度への影響などに留意し、同資料を補正する必要があるときは、その都度速やかに変更に係る資料を作成のうえ、当該資料を河川管理者に提出して確認を受けなければならない。

（注水量の決定方法）

- 第10条 駒形黒沢川への注入量については、七右エ門堰注水口に設置する水位計により、別図第2のH_Q曲線から算出した水深を上限として、取水口下流受益に必要な水量を注水するものとする。なお、注水量の調整は、注水口上流の分水ゲートで行うものとする。

（取水時のゲートの操作）

- 第11条 稲庭頭首工及び七右エ門堰より取水を行うときは、取水量に応じて取水ゲートの開度を調整して行うものとする。
- 2 注水用の取水は第10条の規定により決定された注水量に基づき取水するものとする。

（取水に関する記録の作成）

- 第12条 各取水口から取水及び注水を行った場合においては、次に掲げる事項を記録し、当該水利使用の期間保存しなければならない。
- （イ） 取水管理日誌（気象、水門操作状況等）
 - （ロ） 最大取水量及び一日総取水量
 - （ハ） 最大注水量及び一日総注水量

（報告）

- 第13条 水利使用者は、自記水位計を用いる水位法により取水口及び注水口ごとの毎日の取水量及び注水量を測定し、年ごとにその結果をとりまとめて、翌年の1月31日までにこれを局長に報告するものとする。

（点検及び整備）

- 第14条 管理者は、七右エ門堰の取水ゲート及びその操作に必要な機械器具、電気設備等について定期的な点検を行い、異常等が発見されたときは、速やかに整備等の措置を講じるものとする。

（取水規程の改正）

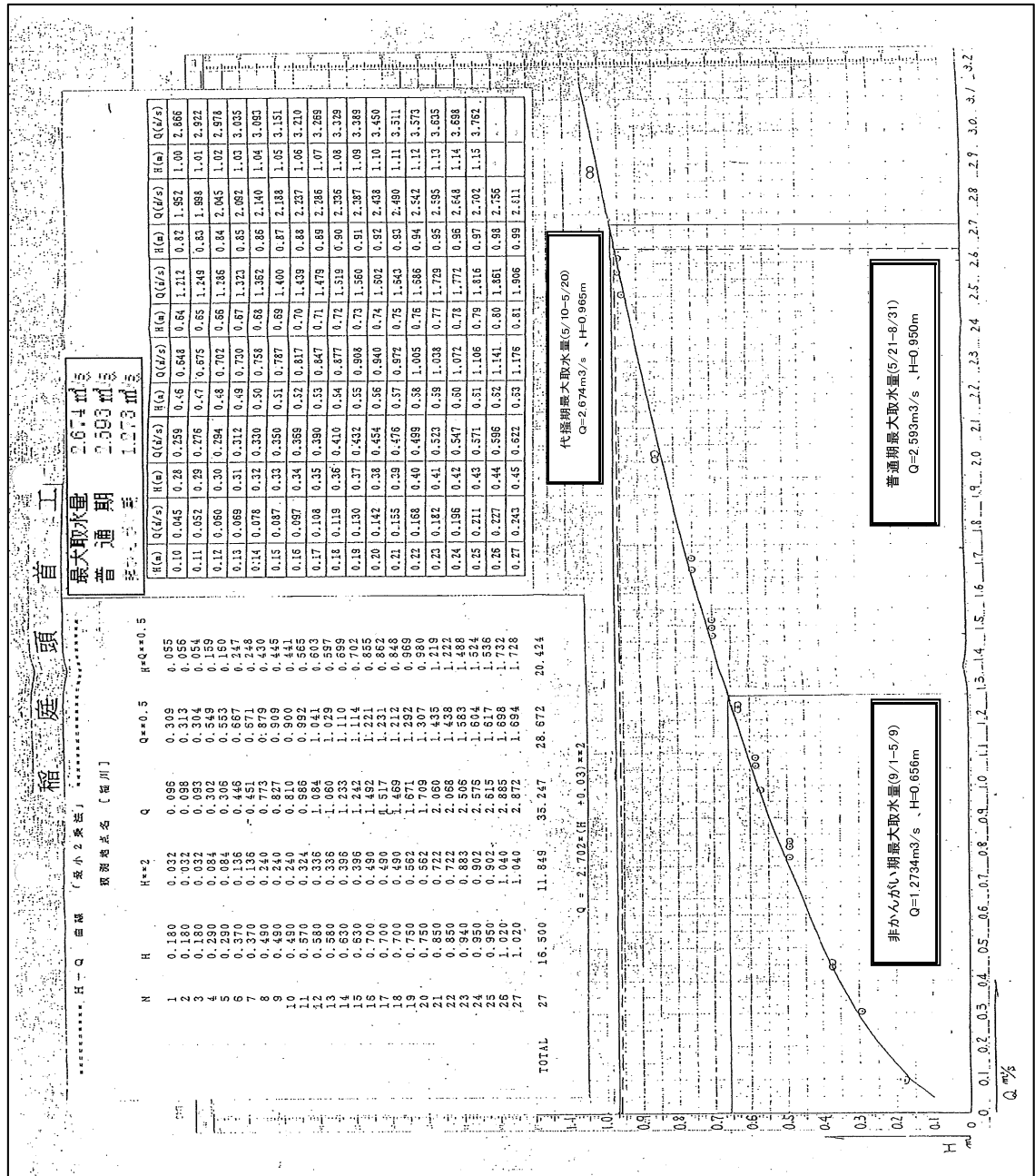
- 第15条 水利使用者は、本規程によっては、管理上支障を生じると認められる場合には、あらかじめ河川管理者の承認を得て、これを変更することができる。
- ただし、第1条記載の水利使用規則が改正となった場合において、第2条以降の記載に変更が生じない場合は、本規程の変更を要しない。

附 則

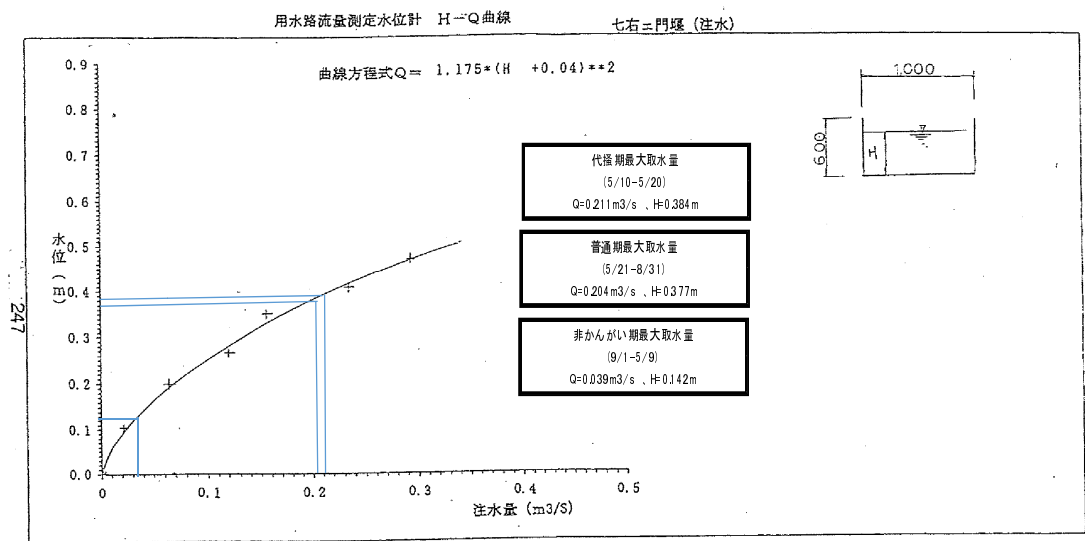
この規程は平成29年4月1日から施行する。

第6編 業務 (稲庭頭首工取水規程)

別図第1 (第9条2項 (取水量の測定))



別図第2 (第9条3項 (注水量の測定))

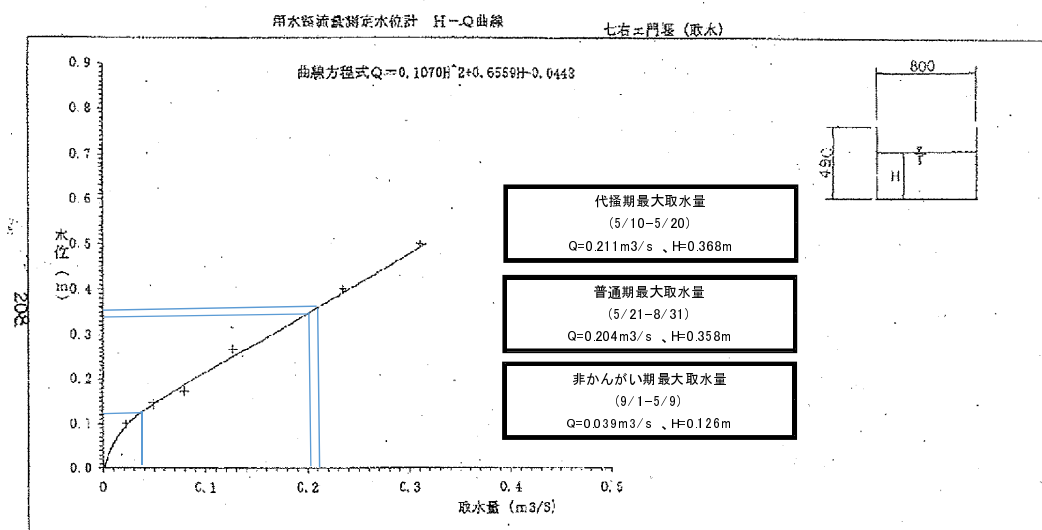


七右エ門堰(注水)水位別流量表

曲線方程式 $Q = 1.175 * (H + 0.04) ** 2$

水深(H)	流量(Q)	水深(H)	流量(Q)	水深(H)	流量(Q)	水深(H)	流量(Q)
0.10	0.023	0.20	0.067	0.30	0.135	0.40	0.227
0.11	0.026	0.21	0.073	0.31	0.143	0.41	0.237
0.12	0.030	0.22	0.079	0.32	0.152	0.42	0.248
0.13	0.033	0.23	0.085	0.33	0.160	0.43	0.259
0.14	0.038	0.24	0.092	0.34	0.169	0.44	0.270
0.15	0.042	0.25	0.098	0.35	0.178	0.45	0.282
0.16	0.047	0.26	0.105	0.36	0.188	0.46	0.293
0.17	0.051	0.27	0.112	0.37	0.197	0.47	0.305
0.18	0.056	0.28	0.120	0.38	0.207	0.48	0.317
0.19	0.062	0.29	0.127	0.39	0.217	0.49	0.330

別図第3 (第9条4項 (取水量の測定))



七右エ門堰(取水)水位別流量表

曲線方程式 $Q = 0.1070H^2 + 0.6559H - 0.0448$

水深(H)	流量(Q)	水深(H)	流量(Q)	水深(H)	流量(Q)	水深(H)	流量(Q)
0.10	0.021	0.20	0.090	0.30	0.161	0.40	0.234
0.11	0.028	0.21	0.097	0.31	0.168	0.41	0.242
0.12	0.035	0.22	0.104	0.32	0.176	0.42	0.249
0.13	0.042	0.23	0.111	0.33	0.183	0.43	0.257
0.14	0.049	0.24	0.118	0.34	0.190	0.44	0.264
0.15	0.055	0.25	0.125	0.35	0.197	0.45	0.272
0.16	0.062	0.26	0.132	0.36	0.205	0.46	0.279
0.17	0.069	0.27	0.140	0.37	0.212	0.47	0.287
0.18	0.076	0.28	0.147	0.38	0.219	0.48	0.294
0.19	0.083	0.29	0.154	0.39	0.227	0.49	0.302